

素案

第4次はだの生涯元気プラン (秦野市食育推進計画)

令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)



令和8年(2026年)3月

秦 野 市

はじめに

市長あいさつ文

目 次

第1章	プラン策定に当たって	
1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの位置付け	2
3	プランの期間	2
第2章	本市の食を取り巻く現状	
1	食に関する調査からみる現状	3
第3章	前プランの評価	
1	これまでの取組と目標達成状況	11
2	視点ごとの課題	15
第4章	プランの基本的な考え方	
1	基本理念	17
2	基本目標	17
3	プランの体系図	18
4	評価指標	19
5	SDGsへの取組	20
第5章	施策の展開	
	基本目標1 楽しく食べて健康なからだをつくれます	
	(1) ライフステージに応じた食育の推進	21
	(2) 食の安全に対する理解の促進	24
	基本目標2 食を大切にし、豊かなところを育みます	
	(1) 共食の推進	25
	(2) 食の伝統技術や文化の継承	26
	基本目標3 持続可能な食を支え活力ある暮らしをみんなでつくれます	
	(1) 地産地消の推進	28
	(2) 環境に配慮した食育の推進	29
	(3) 食育を担う人材の確保・育成・ネットワークづくりの推進	30

第6章	ライフステージごとのテーマと市の支援事業	31
第7章	プランの推進に向けて	35
参考資料編		
1	秦野市食育推進委員会	37
2	秦野市食育推進庁内会議	40

第1章 プラン策定に当たって

■食育とは

食育基本法の前文によると、食育とは「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている」とされています。

1 プラン策定の趣旨

国は、平成17年（2005年）6月に「食育基本法」を制定し、平成18年（2006年）3月には同法に基づく「食育推進基本計画」を策定しました。令和3年（2021年）3月には「第4次食育推進基本計画」を策定し、重点事項に①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を掲げ、妊産婦や、乳幼児から高齢者に至るまで生涯を通じた食育を推進しています。

また、神奈川県では、令和5年（2023年）3月に「第4次神奈川県食育推進計画（食みらいかながわプラン2023）」を策定し、県民が自ら実践する食育の推進に取り組んでいます。

本市では、『食で育む 元気な はだの』を目指し、平成24年（2012年）11月に「はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」を策定しました。市民一人ひとりが、生涯にわたり健康な食生活を送るため、食について学び、主体的に食育を実践することの大切さを理解するとともに、家庭、地域、学校、企業、行政等、様々な関係機関が連携しながら食育の推進に取り組んできました。これまでの取組を通して、食育への関心は高まっていますが、「はだの生涯元気プラン」における目標の達成には結びついていない状況があり、継続した働き掛けを行っていくことが重要です。

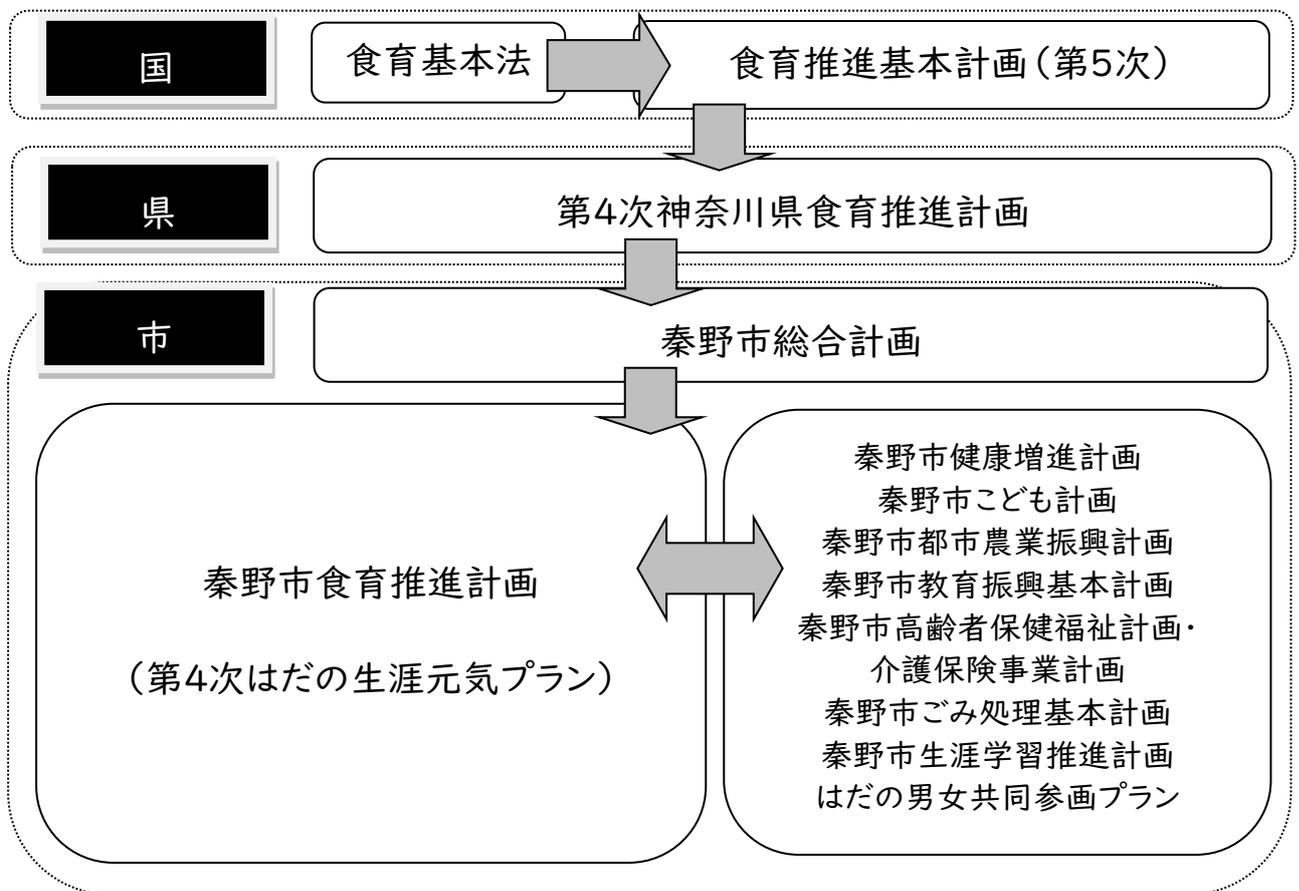
前プランの成果指標に基づいた進捗状況、国及び神奈川県の動向、本市の現状を十分に踏まえ、市民一人ひとりがさらに食育を推進するため、「第4次はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」（以下「プラン」）を策

定するものです。

2 プランの位置付け

このプランは、食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画であり、今後進めていく食育施策の方向性や目標を定め、市民が主体的に取り組むための指針です。

また、本市の上位計画である秦野市総合計画やその他の関連する個別計画と整合・連携等を図りながら推進します。



3 プランの期間

期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。ただし、プランの達成状況や社会環境の変化などにより、必要になった場合は、適宜内容の見直しを行います。

第2章 本市の食を取り巻く現状

1 食に関する調査からみる現状

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）に実施した市の事業等におけるアンケートや調査の結果から見られる現状は以下のとおりです。

(1) 朝食について

令和4年度（2022年度）と比較すると、「毎日、朝食をとっていない人」の割合は、30代と60代以上では減少していますが、それ以外の年代では横ばいか増加しており、年代が下がるにつれて朝食を食べない人が多くなる傾向が見られます。（図1）

また、朝食を毎日食べている小学生（6年生）と中学生（3年生）の割合は、全国平均に比べ、少なくなっています。（図2）

図1 朝食の欠食割合（成人）（単位：％）

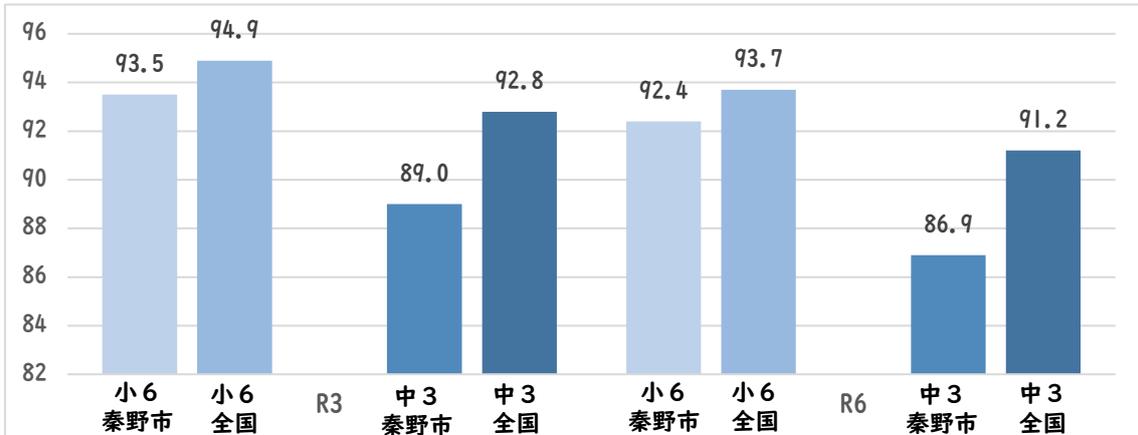


秦野市Webアンケート調査^{※1}（令和4年度（2022年度）、令和6年度（2024年度） n=400）

※1 秦野市Webアンケート調査

行政サービスの向上と市民の行政に対する意識向上、調査のための基礎資料を得るために実施しているインターネットを利用したアンケート調査。対象者数は回収ベースで400人。

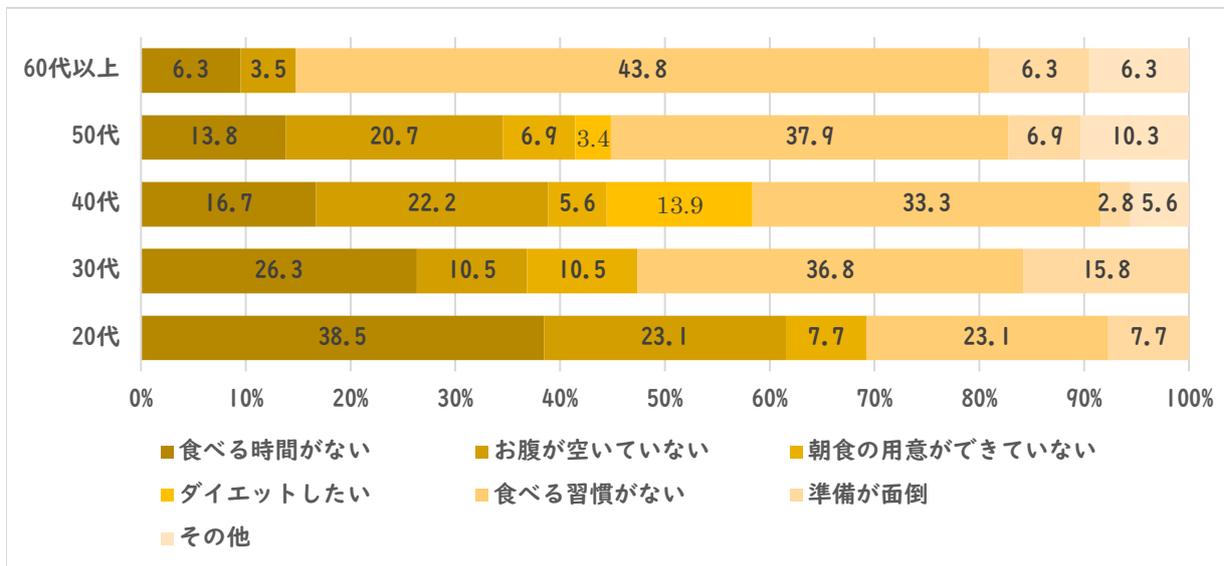
図2 毎日朝食を食べている割合（小学6年生、中学3年生）（単位：％）



小6・中3：全国学力学習状況調査※2（令和3年度（2021年度）、令和6年度（2024年度））

朝食欠食の理由として、どの世代においても「食べる習慣がない」、「食べる時間がない」、「お腹が空いていない」が上位になっています。特に60代以上では「食べる習慣がない」が多く、20代では「食べる時間がない」が多くなっています。（図3）

図3 朝食欠食の理由（単位：％）



令和6年度（2024年度）秦野市Webアンケート調査 n=400

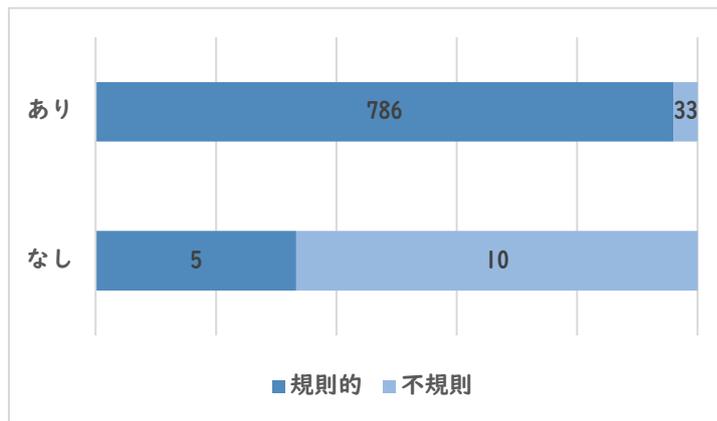
※2 全国学力学習状況調査

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力が学習需要を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的とし、小学6年生と中学3年生を対象に文部科学省が実施。

(2) 生活リズムについて

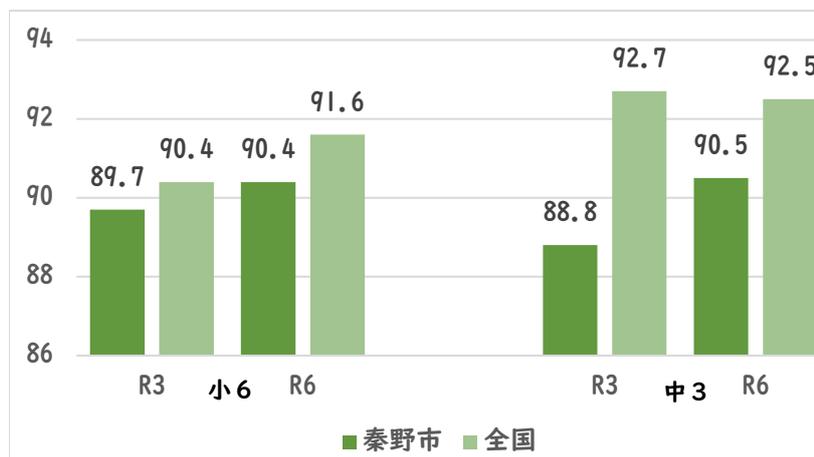
3歳6か月児では、生活リズムが不規則な子は規則的である子に比べ、朝食の欠食が多くなっています。(図4) また、毎日同じ時間に起床している割合は、小学生(6年生)、中学生(3年生)ともに全国平均に比べ、低い現状が見られました。(図5)

図4 生活リズムの規則性と朝食の有無(幼児) (単位:人)



令和6年度 3歳6か月児健康診査問診票集計

図5 毎日同じ時間に起床している割合(小学生、中学生)(単位:%)

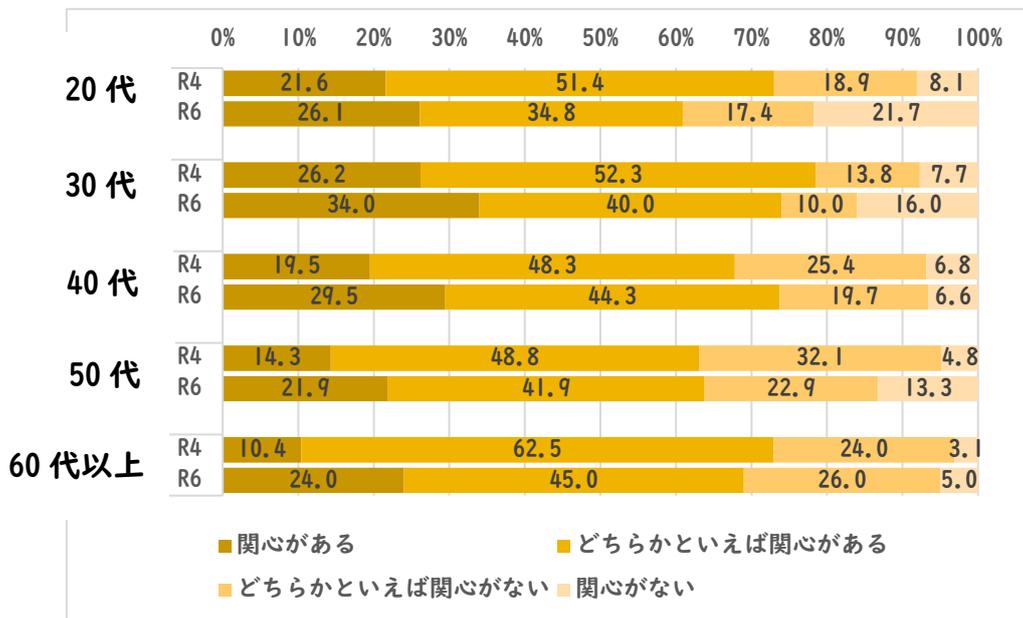


小6・中3:全国学力学習状況調査(令和6年度(2024年度))

(3) 食育への関心の有無

食育に関心がある人（「ある」、「どちらかといえば関心がある」）は、令和4年度と比較すると、20代、30代、60代で減少しており、40代と50代で増加しています。すべての世代で「どちらかといえば関心がある」割合が多くなっています。（図6）

図6 食育への関心がある人の割合（単位：％）

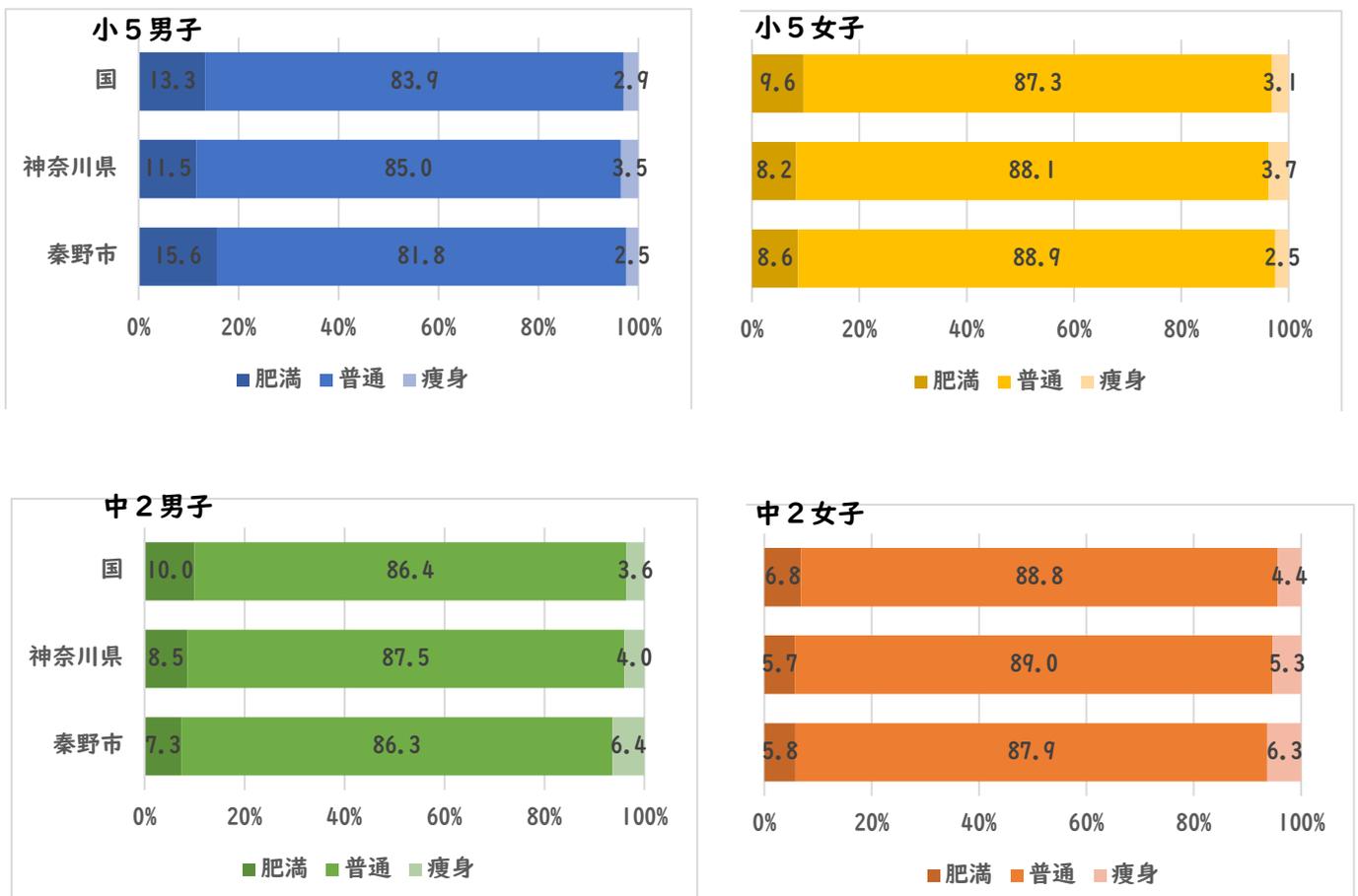


秦野市Webアンケート調査（令和4年度（2022年度）、令和6年度（2024年度） n=400）

(4) 体型の状況

本市の小学生、中学生の体型は「普通」が最も多く、次いで「肥満」となっています。国や神奈川県と比べると、本市では小学5年生男子の肥満の割合が高くなっています。（図7）

図7 体格の状況（小学生・中学生）（単位：％）



令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書※3

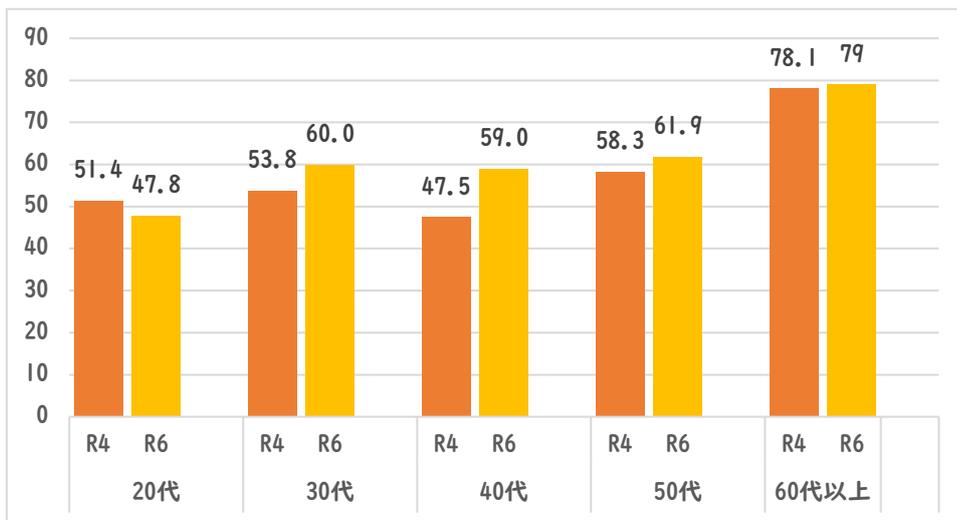
※3 全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書

子どもの体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、教育委員会等が子どもの体力・運動能力の向上に係る施策等の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的にスポーツ庁が実施。

(5) 働く世代の栄養バランス

日頃から栄養バランスを考え、主食、主菜、副菜を組み合わせた食事をしている人の割合は、50代、60代が多くなっています。令和4年度と比較すると、30代以降では増加していますが、20代では減少しています。（図8）

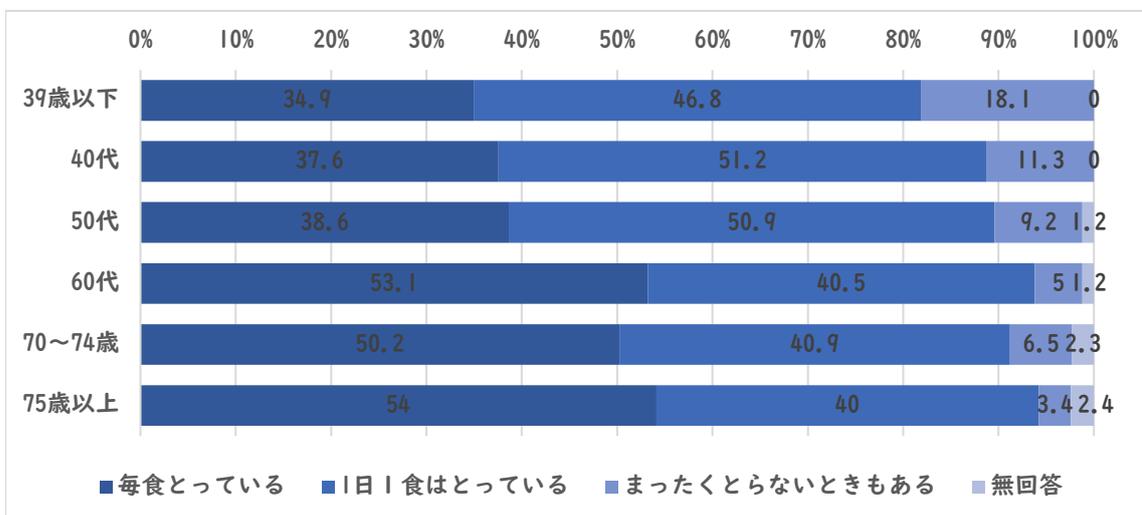
図8 主食・主菜・副菜のそろった食事をしている人の割合（単位：％）



秦野市Webアンケート調査（令和6年度（2024年度） n=400）

毎食野菜をとるようにしている人の割合は、年代が上がるにつれて高くなっています。「全くとらない時もある」と答えた人の割合は、39歳以下が多く、特に若い世代で野菜をあまりとらない傾向があります。（図9）

図9 毎食野菜をとるようにしている人の割合（単位：％）



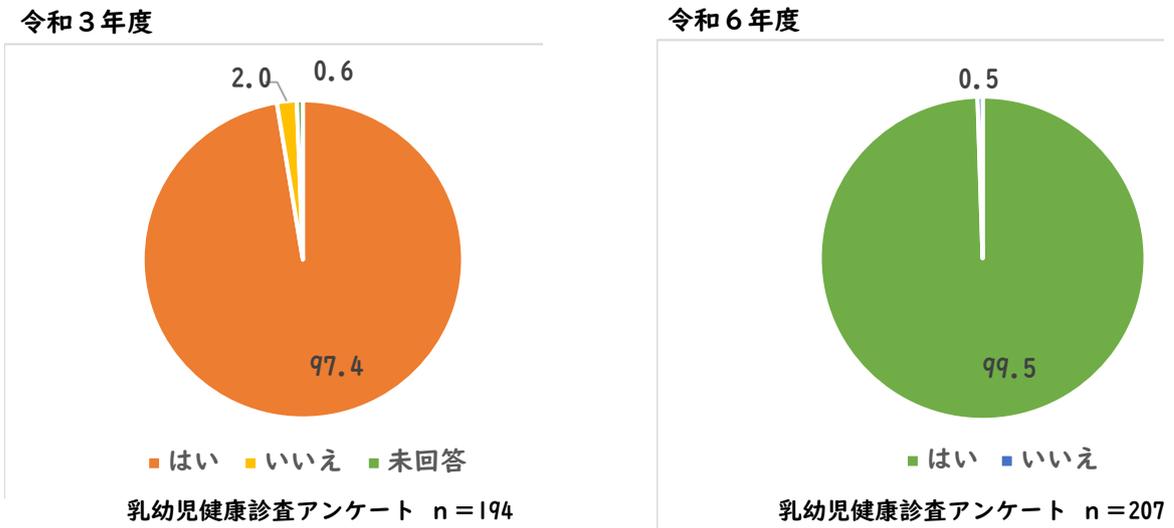
秦野市健康状況アンケート（令和6年度）

(6) 共食について

共食が、こころとからだの健康にとってよいことだと認識している人の割合は、令和3年度には97.4%でしたが、令和6年度には99.5%となりました。

共食はコミュニケーションを通じて食の楽しさを実感するだけでなく、望ましい食習慣を身に付けることや、食への関心を高める機会となるため、引き続き共食の大切さを伝え、共食の実践に結び付けていく必要があります。(図10)

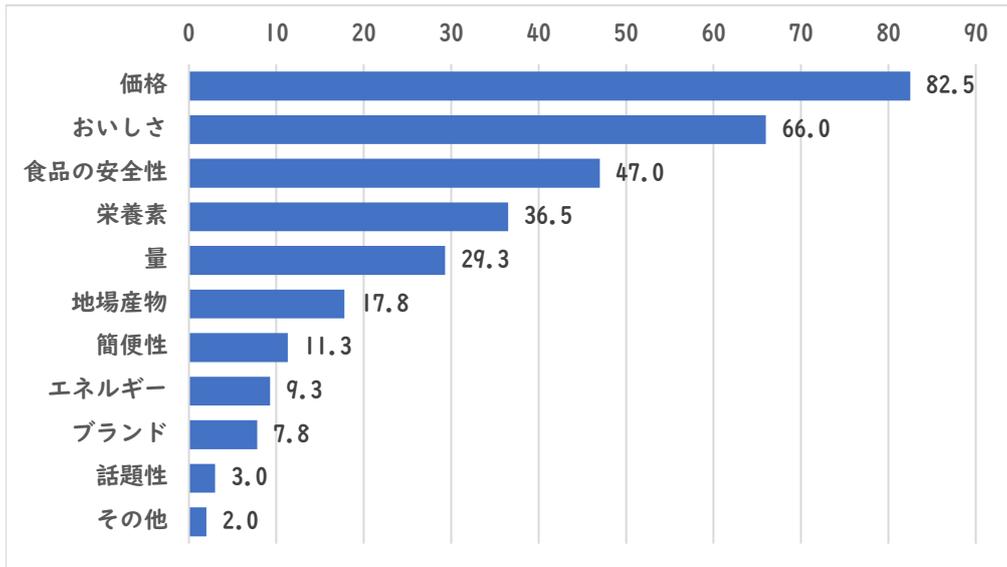
図10 共食がこころとからだの健康にとって
よいことだと知っているか(単位:%)



(7) 食品を選択する際に重視すること

食品を選ぶ基準は、「価格」が最も高く、次いで「おいしさ」「食品の安全性」の順になっています。(図11)

図11 食品を選ぶときに、何を意識して購入するか(複数回答、単位：%)



令和6年度(2024年度) 秦野市Webアンケート調査 n=400

第3章 前プランの評価

Ⅰ これまでの取組と目標達成状況

第3次プランでは、3つの基本目標と9つの施策の方向性に基づき、関係課や学校等、企業、地域の関係機関や団体との協働により、食育の推進を図ってきました。

(1) 第3次プランの体系

基本理念	推進の視点・基本目標	施策の方向性	基本施策
食で育む元気なはだの	楽しく食べて 健康なからだをつくり ます	(1)食習慣の向上	①妊娠中からの食育の普及啓発
			②認定こども園や学校、各事業等における「家庭における食育」の普及啓発
			③ボンチーヌによる「早寝、早起き、朝ごはん」運動の普及啓発
			④食に関する指導の充実
			⑤働く世代における食育の推進
		(2)食を通じた健康づくり	⑥学校における食育の推進
			⑦健康診断等に基づく食生活改善の推進
			⑧良く噛んで味わって食べることの啓発活動の推進
			⑨高齢者の低栄養の予防に向けた食育の推進
	(3)食の安全に対する理解の促進	⑩栄養成分表示の適正化の推進	
		⑪食の安全に関する知識の普及	
		⑫生産者の顔が見える食育の推進	
	食を大切に 豊かな心を 育みます	(1)食を通じたコミュニケーションの確保	①食育の日の啓発活動の推進
②給食（共食）を通じたコミュニケーションの促進			
(2)食に関する様々な体験の充実		③家庭における食農体験の推進	
		④幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の農業体験等の促進	
		⑤地域との連携による食の体験活動の促進	

基本理念	推進の視点・基本目標	施策の方向性	基本施策
食で育む元気なはだの	豊かな心を育みます 食を大切にします	(2)食に関する様々な体験の充実	⑥観光農業など体験型農業の推進
		(3)食の伝統技術や文化の継承	⑦給食における和食や郷土料理等の導入の促進
			⑧地域における郷土料理、和食等の食文化継承の促進
	自然の恵みに感謝し 活力ある暮らしをみんなで作ります	(1)地産地消の推進	①秦野優良農産物等登録認証制度の充実
			②給食における地場農産物の利用促進
			③地産地消を支える農業の推進
		(2)環境に配慮した食育の推進	④ごみ減量に配慮した食生活の促進
			⑤水や環境に配慮した体験活動の推進
			⑥環境に配慮した農業の推進
			⑦幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の農業体験等の促進（再掲）
		(3)食育を担う人材の確保・育成、ネットワークづくりの推進	⑧学校等における食に関する指導体制の充実
⑨産・学・民・官の連携による食育活動の充実			
⑩食のボランティア育成と活動の推進			
⑪食育に関するホームページの充実			

秦野市食育キャラクター「ボンチーヌ」

プロフィール

秦野市（秦野盆地）の形をしたぼんち犬（ぼんちいぬ）なので、「ボンチーヌ」と名付けられました。

丹沢の雲を集めたコック帽をおしゃれにかぶり、メタボにならないように、いつも国道246号のリボン巻いています。

趣味は、秦野の地場産フードの食べ歩き、はだの丹沢水無川マラソン出場、帽子とウエストのリボン集め、特技は、早寝、早起き、山登りです。



(2) 達成状況

第3次プランにおける令和6年度までの達成状況は次のとおりです。

成果指標の達成状況

A：目標達成

B：目標に近づいた

C：目標から遠ざかった

施策の 方向性	指標		基準値 (R1年度)	実績値 (R6年度)	目標値	達成 状況
1-(1) 食習慣の 向上	朝食欠食 の割合	3歳児	3.6%	2.2%	0%に 近づける	B
		小学生	6.1%	7.6%	0%に 近づける	C
		中学生	10.7%	13.1%	0%に 近づける	C
		20～30歳代 男性	20.5% (R2年度)	10.35%	10%以下	B
1-(2) 食を通じた 健康づくり	体重が適 正な人の 割合 (40～74歳)	男性	67.1%	65.9%	71%	C
		女性	69.0%	66.3%	72%	C
	栄養バランスをそろえた 食事をする人の割合（主 食・主菜・副菜をそろえ た食事をしている人の割 合）		62.8% (R2年度)	64.3%	70%	B
1-(3) 食の安全に 対する理解の 促進	食品を選ぶとき、安全性 を意識して購入する人の 割合		60% (R2年度)	47.0%	65%	C
2-(1) 食を通じた コミュニケーションの確保	1日に1回以上、家族の 誰かと食事をするように している人の割合		98% (R2年度)	98%	100%に 近づける	B

施策の方向性	指標		基準値 (R1年度)	実績値 (R6年度)	目標値	達成状況
2-(2) 食に関する 様々な体験の 充実	体験型農業の拡充（観光農業など体験型農業の参加区画数）		344 区画	390 区画	375 区画	A
	食に関する体験活動に参加したことがある人の割合		26.8% (R2年度)	40%	40%	A
2-(3) 食の伝統技術 や文化の継承	食育に関心がある人の割合		66.8% (R2年度)	69.3%	80%	B
3-(1) 地産地消の推 進	給食食材 における 秦野産野 菜の使用 割合	認定こども園	7.1%	17.9% (R5年度)	10%	A
		小学校	37.2%	23.6% (R5年度)	50%	C
		中学校	—	52.7% (R5年度)	50%	A
	地場産物を積極的に購入したいと思っている人の割合		75.8% (R2年度)	83% (R4年度)	80%	B
3-(2) 環境に配慮し た食育の推進	可燃ごみ年間排出量		34,836 t	31,760 t	33,600 t	A
	学校給食 の残食率	小学校	2.2%	2.9%	2.2%	C
		中学校	—	10.9%	2.2%	C
3-(3) 食育を担う人 材の確保・育 成、ネットワ ークづくりの 推進	市民主体の食育推進に関わるボランティアの活動回数		1,128 回	536 回	1,130 回	C

2 視点ごとの課題

第3次プランでは、「食で育む 元気な はだの」を基本理念に掲げ、「からだ」「こころ」「くらし」の3つの視点に基づいた施策に取り組み、食育の推進を図ってきました。これまでの取組によって5つの評価指標で目標値を達成した一方で、横ばいや改善が進んでいない項目も多くなっています。「こころ」及び「くらし」の視点では、地産地消の推進、環境への配慮などの関心が徐々に高まりつつありますが、「からだ」の視点である朝食の欠食率や適正な体重を維持している人の割合は改善していないなど、健康な体づくりを意識した食生活の実践や、行動の定着には結びついていないものであり、継続して取り組む必要があります。

(1) 視点1 からだ

- ・朝食欠食の割合は、小・中学生において第3次プラン策定時よりも増加しています。また、体重が適正な人の割合は第3次プラン策定時よりも減少しています。毎日の食生活は、やせや過体重、生活習慣病と密接に関係し、健康に大きく影響します。食や健康への関心を持ち、体づくりに重要な栄養の知識習得や食生活の改善など、自分の食を管理できるよう食育を啓発することが必要です。
- ・健康寿命の延伸のために、噛む回数や食べる速さにも着目し、口腔の健康や口腔機能の維持と関連させた食育が重要です。
- ・食品を選ぶとき、安全性を意識して購入する人の割合は第3次プラン策定時よりも大きく減少しています。食品の安全性や栄養に関する多くの情報がある中、食品の表示や、食品衛生などの食の安全性についての理解を深め、正しい情報を適切に選別し活用する力を養えるよう取組を推進していくことが必要です。

(2) 視点2 ところ

- ・1日に1回以上、家族の誰かと食事をするようにしている人の割合は、第3次プラン策定時から横ばいです。家族がそろって食卓を囲み、共に食べることは、食事のマナー、栄養バランスを考えて食べる習慣や食べ物や食文化を大切にす気持ち伝える良い機会になり、豊かなところを育みます。積極的に家族と一緒に食事をする人が増えるような働き掛けが大切ですが、ライフスタイルや食生活が多様化する中で、家庭での共食が難しい子どもたちを含めた多様な暮らしを支える共食の機会が必要です。
- ・食は、人々の精神的な豊かさと密接な関係を有しており、受け継がれてきた郷土料理を守ることや、季節の伝統行事を知ること大切です。郷土料理や郷土愛を守るために、食に関する伝統技術や文化を引き継いでいく必要があります。

(3) 視点3 暮らし

- ・給食食材における秦野産野菜の使用割合は、こども園と中学校で目標を達成しましたが、小学校で減少しています。地産地消の推進と生産者の顔が見える安全で安心な給食を実施するため、引き続き給食への地場産物の導入に努める必要があります。
- ・市民主体の食育推進に関わるボランティアの活動回数は第3次プラン策定時から大きく減少しています。食育を推進し、市民一人ひとりの食生活において実践してもらうためには、食生活改善推進員等のボランティアが果たす役割が重要であるため、食育の推進にかかわるボランティアの数を増やしていく必要があります。

第4章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

「食で育む 元気な はだの」

本市の都市像である「水とみどりに生まれ 誰もが輝く 暮らしよい都市（まち）」の実現を目指して、私たちが健康で生き生きと暮らし、人とのコミュニケーションを大切に、思いやりや自分らしい活力ある暮らしを実現するためには、市民一人ひとりが日常の生活の中で、様々な経験を通じて食に関する知識や食を選択する力を養い、本市の食文化や豊かな自然と心身の健康が調和していることが大切です。

ライフスタイルの変化や、中食※や外食などの「食の外部化」の進展など、食を取り巻く環境が変化する中で、家庭、学校や地域等における取組から食育の輪を広げ、活力ある暮らしにつなげるためには、長期的な視点で食育に取り組む必要があります。今までの取組を生かしながらさらなる推進を図るため、第3次プランの基本理念や3つの視点による基本目標は継承することとします。

※中食とは、家庭外で商業的に調理・加工されたものを購入して食べる形態の食事のことをいいます。惣菜店やコンビニエンスストア、スーパーマーケットなどでお弁当やお惣菜を購入することや、外食店のテイクアウトやデリバリーを利用することなどです。

2 基本目標

次の3つの基本目標を設定し、基本理念に掲げる「食で育む 元気な はだの」の実現を目指します。

基本目標 1

楽しく食べて健康なからだをつくります

基本目標 2

食を大切にし 豊かなこころを育みます

基本目標 3

持続可能な食を支え 活力ある暮らしをみんなでつくります

3 プランの体系図

基本理念	基本目標	施策の方向性	基本施策
食で育む元気なはだの	からだ	ライフステージに応じた食育の充実	妊娠中からの食育の普及啓発
			家庭における食育の推進
			「早寝早起き朝ごはん」運動の推進
			学校等における食育の推進
			若い世代に向けた食育の推進
			よく噛んで味わって食べることの啓発活動の推進
			高齢者に向けた食育の推進
	食の安全に対する理解の促進	栄養成分表示の適正化の推進	
		食の安全に関する知識の普及	
	こころ	共食の推進	食育の日の啓発活動の推進
			給食を通じた共食の啓発
			地域における共食の促進
			若い世代に向けた食育の推進（再掲）
			高齢者に向けた食育の推進（再掲）
		食の伝統技術や文化の継承	給食における和食や郷土料理等の導入の促進
			給食における地場農産物の利用促進
	くらし	地産地消の推進	給食における地場農産物の利用促進（再掲）
			学校等における食農体験の推進
			地産地消を支える農業の推進
		環境に配慮した食育の推進	ごみ減量に配慮した食生活の促進
			水や環境に配慮した体験活動の推進
環境に配慮した農業の推進			
食育を担う人材の確保・育成、ネットワークづくりの推進		学校等における食に関する指導体制の充実	
	産・学・官・民の連携による食育活動の充実		
	食のボランティア育成と活動の推進		
	デジタルを活用した情報発信の充実		

4 評価指標

基本 目標	評価指標		現状値	目標値
からだ	朝食欠食の割合	3歳6か月児	2.2%	0%に近づける
		小学生	7.6%	0%に近づける
		中学生	13.1%	0%に近づける
	朝食を4日以上食べる人の割合 (40～59歳)		79%	82%
	主食・主菜・副菜を揃えた食事を毎食している人の割合		64.3%	66%
	体重が適正な人の割合 (40～74歳)	男性	64.3%	70%
女性		66.1%	70%	
こころ	1日に1回以上、誰かと食事をする人の割合		98%	100%に近づける
	小・中学校給食用物資（野菜類）の地場産率（品目ベース）		29.1%	50%
くらし	地産地消サポーター協力事業所数		48店	54店
	可燃ごみ排出量		31,760 t	32,123 t [※]

※令和8年度以降に見直し予定

【横断的な視点】

評価指標	現状値	目標値
ボンチーヌの活動回数	25回	30回
食に関する体験活動に参加したことがある人の割合	40%	45%

5 SDGsへの取組

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年から令和12年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。本市においても、SDGsの理念や目標を踏まえて取組を推進していきます。



基本目標1

楽しく食べて健康なからだをつくります



基本目標2

食を大切にし豊かなところを育みます



基本目標3

持続可能な食を支え
活力ある暮らしをみんなで作ります



第5章 施策の展開

食育の推進に当たって、第3次プランの評価を見ると数値の改善が見られるものもありますが、改善が見られていないものも多く、特に基本目標1の成果指標の達成率が低い状況にあります。

本市が目指す食育の基本理念の実現に向け、3つの基本目標ごとに目標値を設け、関係機関等と連携し、プランを推進します。

【基本目標1】 楽しく食べて健康なからだをつくります

健康を保つためには、市民一人ひとりが食に関する知識と理解を深め、1日3食規則正しく食事をとるなどの望ましい食習慣を身に付け、健康的な食生活を実践することが必要です。生活習慣の基礎づくりとなる子どもの頃から、食に関する意識や関心を高め、健康なからだづくりにつながる食生活が実践できる力を付けるため、(1)ライフステージに応じた食育の充実、(2)食の安全に対する理解の促進を施策の方向性として定め、食育を推進します。

1 ライフステージに応じた食育の充実

主な取組	取組内容	担当課
(1) 妊娠中からの食育の普及啓発		
<ul style="list-style-type: none"> ・おめでた家族教室及び祖父母教室 ・妊婦との面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・おめでた家族教室の実施 ・祖父母教室の実施 ・母子保健コーディネーター等による妊娠届出時の面談 	こども家庭支援課
(2) 家庭における食育の推進		
<ul style="list-style-type: none"> ・親子食育推進事業 ・乳幼児健康診査 	<ul style="list-style-type: none"> ・4か月児健康診査における集団指導 ・離乳食セミナー、幼児食と歯のセミナーの実施 ・食育講演会の実施 ・乳幼児健康診査における栄養教育、栄養相談の実施 	こども家庭支援課

主な取組	取組内容	担当課
(2) 家庭における食育の推進		
・子育て支援センターにおける普及啓発	・ぼけっと21等における食育通信の配布 ・ぼけっと21等における食育をテーマとした講座の開催	こども政策課
・食農体験の推進	・「農園ハイク」の開催支援 ・親子地場産野菜教室の実施	農業振興課
(3) 「早寝早起き朝ごはん」運動の推進		
・食育キャラクターによる普及啓発	・ポンチヌを活用した市内幼稚園等での出前講座の実施	こども家庭支援課
(4) 学校等における食育の推進		
・認定こども園における普及啓発	・献立表や給食だよりの配信による食育情報提供 ・園の状況に応じて献立のサンプル掲示や写真の配信を実施 ・保護者試食会の実施 ・給食を通じた食育の実施 ・栄養士による食育指導	保育こども園課
・小・中学校における普及啓発	・給食だより等の食育情報紙の発行 ・農作物の栽培、収穫体験の実施 ・保護者試食会の実施支援 ・児童・生徒の過体重とやせ対策を目的とした小児生活習慣病対策啓発パンフレットの配付	学校教育課
(5) 若い世代に向けた食育の推進		
・幼小中PTA向け健康講座（食育編）の開催 ・生活習慣病予防対策事業	・保護者向け健康講座（食育編）の開催 ・生活習慣病予防「血管イキイキ食活のすすめ（病態編）」の実施	健康づくり課
・特定健診、栄養相談等の実施	・生活習慣病予防のための特定健康診査、事後の結果説明会、栄養相談の実施	国保年金課

主な取組	取組内容	担当課
(6) よく噛んで味わって食べることの啓発活動の推進		
・ 歯周病検診事業	・ 歯周病検診事業の実施 ・ 口腔ケア講演会等の実施	健康づくり課
・ 歯科巡回指導	・ 幼稚園、認定こども園、小学校での歯科巡回指導 ・ 虫歯予防デーなどに合わせ、噛むことを意識できる献立を取り入れる	学校教育課
・ 8020 運動の推進	・ オーラルフレイル予防の推進 ・ オーラルフレイル予防のための出前講座及び予防教室の実施	高齢介護課
・ 妊婦歯科健診事業	・ 妊婦歯科健康診査事業の実施	こども家庭支援課
(7) 高齢者に向けた食育の推進		
・ 高齢期に適した食事に関する普及啓発 ・ 住民主体のデイサービス事業	・ 低栄養予防のための出前講座及び予防教室の実施 ・ フレイルチェック事業の実施 ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業における低栄養防止支援の実施 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業 ・ 住民主体によるデイサービス事業を実施する団体への補助	高齢介護課

2 食の安全に対する理解の促進

主な取組	取組内容	担当課
(1) 栄養成分表示の活用の推進		
・栄養表示等普及啓発及び活用推進事業	・食生活改善推進員養成講座の実施	健康づくり課
(2) 食の安全に関する知識の普及		
・食の安全に関する知識の普及	・親子消費者教室 ・消費者月間でのリーフレット配布 ・市民の日啓発ブースでのリーフレット配布	市民相談人権課
・市民等に対する食の安全に関する知識の普及	・食生活改善推進員養成講座での食品衛生管理に関する健康教育の実施	健康づくり課

【基本目標2】 食を大切に、豊かなこころを育みます

家族や友人と食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点です。共食を通じて、食の楽しさを実感するだけでなく、マナーや感謝の気持ちを培うことができます。また、食に関する様々な経験から食に対する関心を深め、食の伝統技術や地域の食文化を伝えていくための取組を推進するため、(1) 共食の推進、(2) 食の伝統技術や文化の継承を施策の方向性として定めます。

1 共食の推進

主な取組	取組内容	担当課
(1) 食育の日の啓発活動の推進		
・食育の日の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 毎月19日の食育の日に合わせて、HPにこども園等の給食メニューを掲示 ポスターやのぼり旗の掲示 	こども家庭支援課
(2) 給食を通じた共食の啓発		
・給食を通じたコミュニケーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> 保育教諭や友達と一緒に楽しく食べる機会の提供 食事マナー等の指導 年長児における「こんだてカード」の活用 	保育こども園課
(3) 地域における共食の促進		
・こどもの未来応援事業	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体が実施する「みんなの食堂」等の事業支援 ボランティアの活動支援 	こども政策課
(4) 若い世代に向けた食育の推進【再掲】		
<ul style="list-style-type: none"> 幼小中PTA向け健康講座（食育編）の開催 生活習慣病予防対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者向け健康講座（食育編）の開催 生活習慣病予防「血管イキイキ食活のすすめ（病態編）」の実施 	健康づくり課
・特定健診、栄養相談等の実施	・生活習慣病予防のための特定健康診査、事後の結果説明会、栄養相談の実施	国保年金課

主な取組	取組内容	担当課
(5) 高齢者に向けた食育の推進【再掲】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢期に適した食事に関する普及啓発 ・ 住民主体のデイサービス事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低栄養予防のための出前講座及び予防教室の実施 ・ フレイルチェック事業の実施 ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業における低栄養防止支援の実施 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業 ・ 住民主体によるデイサービス事業を実施する団体への補助 	高齢介護課

2 食の伝統技術や文化の継承

主な取組	取組内容	担当課
(1) 給食における和食や郷土料理等の導入の促進		
<ul style="list-style-type: none"> ・ こども園給食における郷土料理等の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食に伝統行事や郷土料理等を取り入れる 	保育こども園課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食等における郷土料理の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「和食の日」に合わせて地場産物を使用した郷土料理を献立に取り入れる ・ かながわ産品学校給食デーやふるさとのはだの食育 DAY での地場産物の活用や行事食を取り入れる 	学校教育課
(2) 給食における地場農産物の利用促進		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校及び中学校給食における地場農産物の活用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校及び中学校給食における地場農産物の活用 	学校教育課
(3) 地域における郷土料理、和食等の食文化継承の促進		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 郷土料理や和食等の食文化継承の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと料理教室の実施 ・ 郷土料理、名産品や伝統行事にかかわる料理教室の開催 	生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県人会活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県人会活動の支援 	市民活動支援課

主な取組	取組内容	担当課
(3) 地域における郷土料理、和食等の食文化継承の促進		
・アイデア料理コンテストの実施支援	・アイデア料理コンテストの企画支援、広報PRや関係部署等との協働による事業推進支援	こども家庭支援課
	・「地産地消アイデア料理を食べよう」の実施	農業振興課

【基本目標3】 持続可能な食を支え

活力ある暮らしをみんなで作ります

秦野の豊かな自然の下に育まれた地場産物の積極的な利用や、食品ロスなどの廃棄を減らすことは、地産地消の推進や環境負荷の軽減につながります。地域で生産されたものをその地域で消費する地産地消は、新鮮で生産者の顔が見える安全・安心な食料等を届けるだけでなく、生産者と消費者との交流を通して農業に対する理解を深めることにもつながります。また、食育活動を充実させ、食育の定着を図っていくためには市民、大学、企業、行政の連携や、引き続き地域に密着したボランティアの力が必要です。健全な食生活を送るためには、その基盤として持続可能な環境が不可欠であり食を支える環境の持続と、自然の恵みや食に感謝する心を育むとともに、活力ある暮らしを推進するため、(1)地産地消の推進、(2)環境に配慮した食育の推進、(3)食育を担う人材の確保・育成、ネットワークづくりの推進を施策の方向性として定め、食育を推進します。

1 地産地消の推進

主な取組	取組内容	担当課
(1) 給食における地場農産物の利用促進【再掲】		
・小学校及び中学校給食における地場農産物の活用促進	・小学校及び中学校給食における地場農産物の活用	学校教育課
(2) 学校等における食農体験の推進		
・認定こども園における栽培活動や調理保育の実施	・栽培活動や調理保育の実施	保育こども園課
・小・中学校における農業等体験活動	・学校農園を活用した農作物の栽培、収穫	学校教育課
(3) 地産地消を支える農業の推進		
・はだの産農産物応援サポーター制度	・はだの産農産物応援サポーター制度の実施 ・市民農園の利用促進 ・「農」の担い手育成支援	農業振興課

主な取組	取組内容	担当課
(3) 地産地消を支える農業の推進		
・地産地消推進事業	・はだの野菜ヘルシー料理講座の実施	健康づくり課

2 環境に配慮した食育の推進

主な取組	取組内容	担当課
(1) ごみ減量に配慮した食生活の促進		
・食品ロス削減の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ残しなどの無駄を減らす家庭でできる食品ロス削減の啓発 ・飲食店における食べ残しを減らすための取組の実施 ・食品ロスの現状や削減に向けた情報発信 	環境資源対策課
(2) 水や環境に配慮した体験活動の推進		
・食を通じた体験学習により、水や環境を大切にする気持ちをはぐくみ、学びを日常の行動につなげる取組の推進	・「秦野名水」や地域の自然環境などを学ぶ「はだのエコスクール」による環境学習の推進	環境共生課
(3) 環境に配慮した農業の推進		
・環境にやさしい農業の推進	・環境にやさしい農法で生産された、安全・安心な市内農産物等を認証し、マークを表示する	農業振興課

3 食育を担う人材の確保・育成、ネットワークづくりの推進

主な取組	取組内容	担当課
(1) 学校等における食に関する指導体制の充実		
・各校と連携した食育指導	・学校給食週間等の実施支援 ・ネットワーク校の構築	学校教育課
(2) 産・学・官・民の連携による食育活動の充実		
・出張未病健康測定会事業 ・「未病センターはだの」における健康相談会等	・東海大学が保有する測定機器を活用し、骨密度等の測定を実施 ・測定結果に基づく保健指導 ・未病改善セミナー ・健康測定会	健康づくり課
(3) 食のボランティア育成と活動の推進		
・食生活改善推進員の養成、育成と活動支援	・食生活改善推進員養成講座 ・食生活改善推進団体育成事業	健康づくり課
・デイサービス等ボランティアの活用支援	・衛生講習会の実施	高齢介護課
・こどもの未来応援事業【再掲】	・市民団体が実施する「みんなの食堂」等の事業支援 ・ボランティアの活動支援	こども政策課
(4) デジタルを活用した情報発信の充実		
・はだの食育通信の発行 ・ホームページでの食育の普及啓発	・はだの食育通信のホームページでの公開と電子母子手帳アプリ母子モでの配信 ・毎月19日の食育の日に合わせて、HPにこども園等の給食メニューを掲示	こども家庭支援課
・SNSを活用した普及啓発	・SNSを活用したクックパッドの配信	健康づくり課

第6章 ライフステージごとのテーマと 市の支援事業

食育の取組は生涯を通じて行われるべきであるため、市民それぞれのライフステージに応じた食育のテーマと、市の支援事業を示します。

ステージ	乳幼児期（おおむね0歳～6歳）
テーマ	望ましい食習慣の基礎をつくる
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という基本的生活習慣を身に付ける ・様々な食品に触れ、食への興味や関心を高め、食べる意欲を育む ・よく噛んで食べる習慣を身に付ける ・家族や友達などと一緒に楽しく食事をする ・「早寝・早起き・朝ごはん」で、空腹感のある生活リズムや歯を磨く習慣を身に付ける ・食事前の手洗いや「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつなど、食事のマナーを身に付ける
支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・離乳食セミナー ・幼児食と歯のセミナー ・ボンチーヌによる食育 ・給食だより ・認定こども園や学校における食育

ステージ	学童期・思春期（おおむね7歳～19歳）
テーマ	望ましい食習慣を定着させ、確立する
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の大切さや栄養とからだの関係を理解する ・1日3食バランス良く食べる ・規則正しい生活リズムを定着させる ・よく噛んで食べ、食後は歯を磨く習慣を身に付ける ・食の大切さを学ぶ ・食事の準備や片付けを積極的に行い、食事をつくる力を身に付ける
支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園、幼稚園、小学校での歯科巡回指導 ・エコスクール ・学校給食を通じた食育 ・各教科での食育 ・給食だより

ステージ	青年期（おおむね20歳～39歳）
テーマ	健全な食生活を実現する
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・1日3食、規則正しく、栄養バランスよく食べる ・栄養とからだの関係を理解し、栄養成分表示などを参考に、健康に配慮した食事をする ・新鮮な地場産物や旬の食材を積極的に使用した食事をつくる ・誰かと一緒にゆっくりよく噛んで楽しく食事をする ・様々な食の体験を通じて食の大切さを知り、食品ロスを防ぐ
支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと料理教室 ・幼稚園、小学校、中学校PTA向け健康講座 ・歯と口の健康習慣における普及啓発

ステージ	壮年期（おおむね40歳～64歳）
テーマ	健全な食生活の維持と健康管理を行う
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣や食生活を再点検し、健康管理に努める ・自らが家庭における食育に取り組む ・伝統料理などの食文化を次世代に継承する ・自身や家族の健康に合わせた食事について知識を深める ・定期的な歯科検診で歯周病を予防する ・食事は適量を作り、食べ残しを減らすなど食品ロスを防ぐ ・地場産物や旬の食材の活用、食のイベント、農業体験に参加する
支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防対策事業 ・特定健康診査、栄養相談 ・ふるさと料理教室 ・体験型農業、市民農園 ・歯周病検診 ・食品ロスの現状や削減に向けた情報発信

ステージ	高齢期（おおむね65歳以上）
テーマ	食を通じた豊かな生活を実現する
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・人との交流を保ち、心豊かな暮らしを目指す ・地域のボランティア活動等に積極的に参加し、知識を継承する ・伝統料理などの食文化を地域等に継承する ・健康状態に応じた食生活を実践し、低栄養に気を付けた食事をする ・1日3食、規則正しく、栄養バランスよく食べる ・地場産物や旬の食材の活用、食のイベント、農業体験に参加する ・食事は適量を作り、食べ残しを減らすなど食品ロスを防ぐ ・定期的な歯科検診で歯周病を予防する
支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・低栄養の予防教室、出前講座 ・フレイルチェック事業 ・体験型農業、市民農園 ・歯周病検診 ・食品ロスの現状や削減に向けた情報発信

第7章 プランの推進に向けて

プランの推進に当たり、食育の分野は多岐にわたっていることから、家庭、関係機関、関係団体、地域、行政等の関係者が共通した認識を持ってそれぞれの役割を果たし、引き続き連携して取り組んでいくことが必要です。そこで、各年度においてプランの実施状況の点検・評価・共有を行い、その結果について考察し、その後の対策の実施や計画の見直しに反映させていくことが必要なため、PDCA (Plan Do Check Act) サイクルを繰り返しながら、柔軟にプランの推進を図っていきます。

また、円滑なプランの推進に向け、食育推進委員会や食育推進庁内会議等において、プランの実施状況の点検・評価を継続的に行い、その結果を公表します。

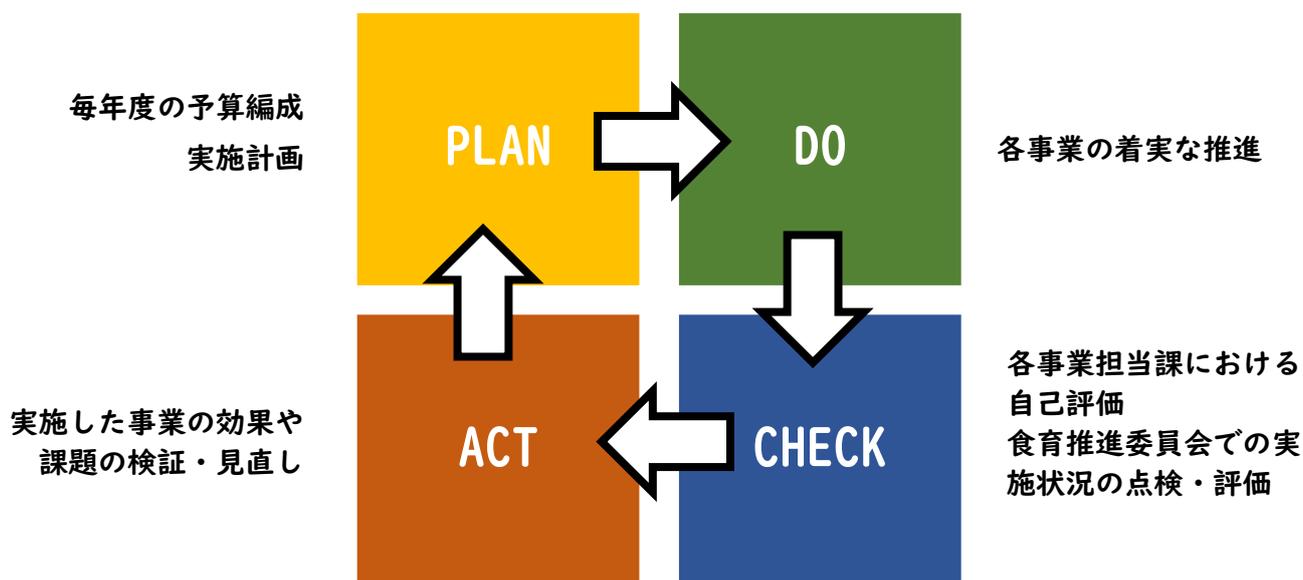
なお、計画の中間年度である令和10年度に中間評価、令和12年度には最終評価を行います。

食育推進委員会

プランの推進状況等を評価するため、食育推進関係団体や医療関係団体、教育関係者、公募市民、学識経験者等で組織する委員会を設置しています。

食育推進庁内会議

情報の共有やプランの推進に向けた協議を行うため、庁内の関係課で組織する会議を設置しています。



参考資料編

- 1 秦野市食育推進委員会
- 2 秦野市食育推進庁内会議

1 秦野市食育推進委員会

(1) 委員会規則

秦野市食育推進委員会規則

(平成 26 年 9 月 5 日規則第 33 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 33 条第 1 項の規定に基づき、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和 33 年秦野市条例第 6 号)第 2 条で設置する秦野市食育推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 委員会は、15 名の委員により組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 食育の推進に係る団体から推薦された者
- (2) 医療関係団体から推薦された者
- (3) 神奈川県職員
- (4) 教育関係職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 公募の市民

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、会議の秩序維持のためその他会議の運営上必要があると認めるときは、委員会の議決により非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第7条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。

2 議事録には、会長及び会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、食育推進主管課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 秦野市食育推進委員会委員名簿

No.	団体名	役職	氏名
1	秦野市食生活改善推進団体	会長	小澤 美代
2	秦野市農業協同組合	常務理事	三瓶 壮文
3	秦野商工会議所	観光飲食部会 部会長	秋山 純夫
4	秦野伊勢原食品衛生協会	副会長	神戸 和彦
5	一般社団法人 秦野伊勢原医師会	理事	古木 隆元
6	一般社団法人 秦野伊勢原歯科医師会	理事	平野 壮明
7	神奈川県平塚保健福祉事務所 秦野センター	保健福祉課長	○古川 弘子
8	秦野市中学校長会	校長	安藤 美千代
9	秦野市小学校長会	校長	府川 伸
10	秦野市立幼稚園・こども園 園長会	園長	持田 由美
11	秦野市小学校教諭	教諭	小野 朋子
12	秦野市学校保健会養護教諭	養護教諭	菅原 今日子
13	学識経験者 東京慈恵会医科大学	非常勤講師	◎森 真理
14	公募市民		浜地 朋子
15	公募市民		加藤 裕美子

◎：会長、○：副会長

2 秦野市食育推進庁内会議

秦野市食育推進庁内会議設置要領

1 目的

心身の健康増進と豊かな人間形成のための食育推進に向けて、関係課との連携を図りながら協議をするため、秦野市食育推進庁内会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 所掌事務

- (1) 「はだの生涯元気プラン（秦野市食育推進計画）」の策定、改定、進行管理及び情報収集等、必要と思われる事項に関すること。
- (2) 本市が実施する食育に関する事業の連携・推進に関すること。
- (3) その他、食育の推進に関すること。

3 組織

会議は、別表に掲げる座長、副座長及び委員を持って構成する。

- (1) 座長は、会議の事務を総括し、会議を代表する。
- (2) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。
- (3) 座長は、必要に応じて別表に掲げる以外の者を委員として出席させることができる。

4 会議

- (1) 会議は、必要に応じて座長が召集し、その議長となる。
- (2) 緊急な対応が必要であるため、委員を招集して会議を開催することができないときは、座長及び副座長が協議のうえ、重要事項を決定することができる。

5 庶務

会議の庶務は、こども健康部こども家庭支援課で処理する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

座 長	こども健康部	こども家庭支援課長
副座長	こども健康部	健康づくり課長
委 員	政策部	総合政策課長
	くらし安心部	市民活動支援課長
		市民相談人権課長
	文化スポーツ部	生涯学習課長
	福祉部	高齢介護課長
	こども健康部	保育こども園課長
	環境産業部	環境資源対策課長
		環境共生課長
		農業振興課農業支援・鳥獣対策担当課長
		産業振興課長
	教育部	教育総務課長
		学校教育課長
		教育指導課長

**第4次はだの生涯元気プラン
(秦野市食育推進計画)**

令和8年(2026年)3月発行

編集・発行

秦野市 こども健康部 こども家庭支援課

〒257-0054

神奈川県秦野市緑町16番3号

電話 0463-82-9604 (直通)

市ホームページ <https://www.city.hadano.kanagawa.jp>